

県内流通食品の検査結果①

山形県では、食品衛生監視指導計画に基づき、衛生研究所や食肉衛生検査所において、県内流通食品の安全性を確保するために様々な検査を行っています。

本号では、**食品の残留農薬の規制**と今年度の**検査結果**を、次号では残留有害物質と放射性物質の検査結果をお伝えします。



◇食品の残留農薬の規制について

👉 **食品衛生法に基づき「人の健康を損なうおそれがない量」**が設定されています。

指標① 一日摂取許容量 (ADI)

Acceptable Daily Intake

人が毎日一生涯にわたり摂取しても健康に影響のない量

指標② 急性参照用量 (ARfD)

Acute Reference Dose

人が短期間に通常より多く摂取しても健康に影響のない量



食品を通じた農薬の摂取量がこれらの指標を下回ることを確認し、農作物ごとに残留基準を国が設定

日常の食事を通じた**実際の農薬摂取量を推定**するため、国が毎年度調査^{*}を実施しています。

^{*}各食品の国民の平均摂取量に基づき、様々な食品を組み合わせ、食品に応じて調理を加えたものをサンプルとした残留農薬の検査



➡ **実際の食生活に合った基準であるかを確認**しています

基準を超えたら
どうなるの？

食品衛生法違反となり、商品の回収等がなされます。使用方法を遵守して農薬を適正に使用すれば、残留基準値を超えることはありません。

◇残留農薬検査結果について

農産物64種類(8品目×8検体)及び冷凍加工野菜16検体の計80検体の検査を実施。

品 目	検体数			検査結果 (○：基準に適合)
	県内産	県外産	計	
こまつな	2	6	8	○
レタス	0	8	8	1 検体が不適合※ (7 検体は適合○)
きゅうり	6	2	8	○
なす	7	1	8	○
ぶどう	6	2	8	○
西洋なし	8	0	8	○
キャベツ	0	8	8	○
だいこん	3	5	8	○
小 計	32	32	64	
冷凍加工野菜 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ブロccoli ほうれん草 いんげん かぼちゃ 白菜 玉ねぎ アスパラ さといも </div>	0	16	16	○
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 中国産 8検体 エクアドル産 4検体 ベルギー産 1検体 台湾産 1検体 県外産 2検体 </div>		
小 計	0	16	16	
合 計			80	



※基準不適合となった県外産レタスは、回収等の措置が取られました。

(通常の食生活で食べる量では健康に影響を及ぼす恐れのない数値でした。)

来年度も県内に流通する食品の検査を引き続き実施してまいります。